

入札の注意事項

1 入札の一般的注意

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等（以下「入札関係書類」という。）の契約担当者が示す書類を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札者又は代理人は、入札関係書類に示した日時までに入札書を提出すること。
- (3) 入札参加者は指定時刻に遅れた場合、入札に参加できないので、指定の時刻までに必ず出席（提出）すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意の様式）を提出すること。

2 入札書についての注意

- (1) 入札書は指定の様式によるものとする。
- (2) 入札者の住所氏名欄は、法人にあっては法人の住所及び法人名並びに代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- (3) 入札書は、封筒に入れ、入札場所に提出すること。なお、封筒には、件名、商号又は名称等を記入すること
- (4) 入札金額はアラビア数字で記入すること。
- (5) 入札金額は訂正しないこと。
- (6) 既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

3 落札者決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格でもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 同じ入札価格を提示した者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札後、各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないときは、後日改めて再度の入札を行う。この場合、初回の入札において無効の入札をした者及び失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回とする。なお、再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者がなかった場合は入札を打ち切り、随意契約により予定価格の範囲内で契約することがある。
- (6) 落札決定を受けた者が辞退した場合は、その落札金額以下の額で随意契約により契約を行なうことがある。

- (7) 落札者は、入札担当者の指示により、当該入札書の入札金額の内訳の分かる「内訳書」及び「課税・免税事業者届出書」を提出すること。

4 入札書に記載する金額

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

5 契約金額

入札書に記載される金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

6 その他

(1) 無効入札

次のいずれかに該当する場合における入札は無効とする。

- ア 入札者又は代理人が同一案件について2以上の入札をした場合
- イ 入札者が連合して入札したと認められる場合
- ウ 入札に際して不正な行為があった場合
- エ 入札保証金を要する場合において、これを納付しない場合又は不足する場合
- オ 入札書の金額を訂正した場合
- カ 入札書に記名押印のない場合又は誤字、脱字等があつて必要事項を確認し難い場合
- キ 所定の日時を経過した場合
- ク 前各号に定めるもののほか、市長が特に指定した事項に違反した場合

(2) 入札又は開札の中止、取り消し及び延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(3) 予約完結権の譲渡禁止

落札決定者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。